

「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」の改定に向けて

- 本ガイドラインは、令和2（2020）年7月30日に統計行政推進会議申合せ。同年10月1日施行～
- 各府省は、本ガイドラインに基づき、令和2（2020）年度以降、所管統計調査につき、点検・評価を実施
- 今般、第IV期基本計画への対応として、また、統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）の策定や要求事項の変更等を踏まえ、本ガイドラインの改定を行う方向

現在の構成

1. 目的
 2. 背景
 3. 適用範囲
 4. 点検・評価の実施方法等
 - (1) 基本的な実施手順
 - (2) 点検・評価の観点
 - (3) 標準的なチェックリスト
 - (4) 調査の特性に応じた留意点
 - (5) 点検・評価の実施体制
 - (6) 点検・評価の計画的な実施
 5. 統計作成プロセスの透明化等
 6. 本ガイドラインの見直し
 7. その他
- 別紙 標準的なチェックリスト（上記4.(3)関係）

改定の方向性

主に次の改定を想定

- ◆ **業務マニュアルの整備**状況や、これに基づく業務遂行状況及び作成成果物等の確認が各府省において実施されるよう措置
- ◆ **統計作成プロセス診断**と各府省によるPDCAサイクル実施との関係について明確化（プロセス診断の活用やフォローアップ等）
- ◆ 各府省によるPDCAサイクル実施の基（目的・原点）となる**統計の品質**についても規定（要素定義や表示等）
- ◆ 上記も踏まえ、別紙「**標準的なチェックリスト**」を改定
- ◆ その他、所要の改定